

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) 概要

目 次

■ 特定教育・保育施設の運営に関する基準	
※暴力団の排除	1
(Ⅰ)利用定員に関する基準	1
(Ⅱ)運営に関する基準	1～5
(Ⅲ)特例施設型給付費に関する基準	5
■ 特定地域型保育事業の運営に関する基準	
※暴力団の排除	5
(Ⅰ)利用定員に関する基準	5
(Ⅱ)運営に関する基準	5～7
(Ⅲ)特例施設型給付費に関する基準	8
■ その他	
その他	8

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) 概要

「区分」欄中…従＝「従うべき基準」 参＝「参酌すべき基準」

■特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
暴力団の排除 (市独自基準)	1	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「特定教育・保育施設」は暴力団等であってはならないことを規定します。
(I)利用定員に関する基準	2	○ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員 20名以上とする。	従	国の基準どおり
		○ 利用定員は、法第19条に掲げる区分(ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。)ごとに利用定員を定めるものとする。	従	国の基準どおり
(II)運営に関する基準	3	○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従	国の基準どおり
	4	○ 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従	国の基準どおり
	5	○ 特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	従	国の基準どおり
		○ 特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従	国の基準どおり
		○ 特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	従	国の基準どおり
	6	○ 特定教育・保育施設の利用について、法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準どおり
		○ 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	従	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方		
7	利用者負担額等	<p>○ 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p>	従	国の基準どおり		
		<p>○ また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	従	国の基準どおり		
		<p>○ 特定教育・保育施設は、費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	従	国の基準どおり		
		<p>○ 特定教育・保育施設は、金銭の支払を求める際には、あらかじめ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにし、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>	従	国の基準どおり		
		8	教育要領、保育要領等	<p>○ 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>② 認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない)</p> <p>③ 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	従	国の基準どおり
9	子どもの差別的取扱いの禁止			<p>○ 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(※)</p>	従	国の基準どおり
10	職員による有害行為の制限			<p>○ 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(※)</p>	従	国の基準どおり
11	懲戒に係る権限の濫用禁止			<p>○ 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る)の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。(※)</p>	従	国の基準どおり
12	秘密の保持等	<p>○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。(※)</p>	従	国の基準どおり		

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
		○小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。(※)	従	国の基準どおり
	13 事故防止等	○事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(※) ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと	従	国の基準どおり
		○子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)	従	国の基準どおり
		○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)	従	国の基準どおり
		○賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)	従	国の基準どおり
	14 教育・保育の提供が困難な場合の他施設の紹介等	○特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参	国の基準どおり
	15 受給資格等の確認	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめることとする。(※)	参	国の基準どおり
	16 支給認定の申請に係る援助	○特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。(※)	参	国の基準どおり
	17 子どもの心身の状況等の把握	○特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参	国の基準どおり
	18 小学校等との連携	○特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(※)	参	国の基準どおり
	19 教育・保育の提供内容の記録	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
	20 施設型給付費等の額の通知等	○特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
	21 教育・保育の評価等	○提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり
	22 子ども、保護者に対する相談、助言	○常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。(※)	参	国の基準どおり
	23 緊急時の対応	○職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)	参	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
24	保護者に関する市町村への通知	○特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
25	重要事項に関する規程の整備	○特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	参	国の基準どおり
26	職員の勤務体制の確保等	○特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準どおり
26		○特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	参	国の基準どおり
27	定員遵守の原則	○利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国の基準どおり
28	運営規程等の掲示	○特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
29	教育・保育内容に関する情報提供	○提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてならない。(※)	参	国の基準どおり
30	利益供与等の禁止	○当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)	参	国の基準どおり
30		○小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。(※)	参	国の基準どおり
31	苦情解決	○提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
31		○提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。(※)	参	国の基準どおり
31		○提供した特定教育・保育に関して、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。(※)	参	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
	32	地域との連携等	参	国の基準どおり
	33	会計の区分	参	国の基準どおり
	34	諸記録の整備	参	国の基準どおり
(Ⅲ)特例施設型給付費に関する基準	35	特別利用保育に関する設備基準等の遵守	従	国の基準どおり
	36	特別利用保育に関する利用定員の遵守	従	国の基準どおり
	37	特別利用教育に関する設備基準等の遵守	従	国の基準どおり
	38	特別利用教育に関する利用定員の遵守	従	国の基準どおり

■特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
暴力団の排除 (市独自基準)	1	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「特定地域型保育事業者」は暴力団等であってはならないことを規定します。
(Ⅰ)利用定員に関する基準	2	利用定員等 ○ 利用定員については以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ○ 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。	従	国の基準どおり
			従	国の基準どおり
(Ⅱ)運営に関する基準	3	重要事項の説明等	従	国の基準どおり
	4	利用申込に対する応諾義務の原則	従	国の基準どおり
	5	利用定員を超えた場合の選考 ○ 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ○ 特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	従	国の基準どおり
従			国の基準どおり	

項目	インデックス		国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
	6	市町村が行う利用調整等への協力	○ 特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	
7	連携施設の確保	○ 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者は、①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。) <p>①特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>③特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、その他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	従		国の基準どおり
		○ 居宅訪問型保育事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であつて、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。	従		国の基準どおり
8	利用者負担額	○ 特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	従		国の基準どおり
		○ 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受け取ることができる。	従		国の基準どおり
		○ また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受け取ることができる。 <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	従		国の基準どおり
		○ 特定地域型保育事業者は、費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	従		国の基準どおり
		○ 特定地域型保育事業者は、金銭の支払を求める際には、あらかじめ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにし、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。	従		国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方	
	9	保育の指針等	○ 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従	国の基準どおり
	10	教育・保育の提供が困難な場合の他施設の紹介等	○ 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参	国の基準どおり
	11	子どもの心身の状況等の把握	○ 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参	国の基準どおり
	12	保育の提供を終了した際の連携施設との連携	○ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	参	国の基準どおり
	13	保育の評価等	○ 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり
	14	重要事項に関する規程の整備	○ 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項	参	国の基準どおり
	15	職員の勤務体制の確保等	○ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 ○ 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	参	国の基準どおり
	16	定員遵守の原則	○ 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	参	国の基準どおり
	17	諸記録の整備	○ 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	参	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方	
(Ⅲ)特例地域型給付費に関する基準	18	特別利用地域型保育に関する認可基準の遵守 1	○ 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。	従	国の基準どおり
	19	特別利用地域型保育に関する利用定員の取扱い 1	○ 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従	国の基準どおり
	20	特定利用地域型保育に関する認可基準の遵守 2	○ 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従	国の基準どおり
	21	特定利用地域型保育に関する利用定員の取扱い 2	○ 特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	従	国の基準どおり

■その他

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方	
その他	1	対価の受け取り	○ 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	従	国の基準どおり
	2	市町村の保育の委託に対する応諾義務の原則	○ 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従	国の基準どおり
	3	利用定員に関する経過措置	○ 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従	国の基準どおり
	4	連携施設に関する経過措置	○ 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準どおり

○ 特定教育・保育施設の(※)印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。